

## 県域全体の持続的な発展のための超過課税の活用を求める 意見書

神奈川県においては、昭和50年以降の法人県民税などについて、災害に強い県土づくりの推進などを目的に、財政上必要があるものとして、国の定める標準税率を超えた税率の設定、いわゆる超過課税を行ってきた。

今年、5年に一度の超過課税の見直しの年であり、県は厳しい財政状況にあっても、取り組むべき喫緊の行政課題に着実に、かつスピーディーに対応するものとして、超過課税を延長することとし、新たな活用目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策と、災害に強い県土づくりの推進に係る市街地整備が掲げられた。

県の役割は、広域自治体として、県域全体の持続的な発展に向けた広域事務を行うことや基礎自治体を補完することであり、基礎自治体としての指定都市の役割は、住民への身近な行政サービスを提供することのみならず、再開発等の都市づくりによる地域経済の活性化など、人口集中や産業集積による都市的課題への対応である。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響下で、将来を見据えた力強い都市づくりの推進に向けて、投資による着実な都市形成の推進を図り、それによる新たな雇用の創出等持続可能な県域の発展を目指している。

しかしながら、少子高齢化や人口減少等により、自治体の歳入の増加が見込めない中、本市の事業を継続的に行うためには、県からの更なる支援が必須であるが、川崎市民も県民として公平に税を負担しているにも関わらず、指定都市を対象としていない補助金があるなど、他の市町村との間に不均衡が生じているため、県は、その解消を図らなければならない。

また、県が掲げた新たな活用目的についても、事業の対象や制度の概要が、県内市町村に対し、いまだに示されていない状況である。

よって県におかれては、県域全体の持続的な発展に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 超過課税を活用した補助金の配分については、指定都市とその他の市町村の区別をせず、県域全体の持続的な発展に資する効果的なものとするとともに、租税負担の公平性を損なわないものとする。また、その決定に係る合理的な理由を示すこと。
  - 2 超過課税の延長に当たり新たに加えた活用目的に係る事業の対象や制度の概要について早急に示すとともに、その内容については市町村と十分に協議・調整を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日

議会議長名